

碧南市国民保護協議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、碧南市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、35 人以内とする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(雑則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。